議案第７５号

墨田区教育委員会委員任命の同意について

上記の議案を提出する。

平成２６年9月３０日

提出者　墨田区長　　山　　﨑　　昇

墨田区教育委員会委員任命の同意について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第１項の規定により、下記の者を墨田区教育委員会委員に任命したいので、その同意を求める。

記

住　　所　東京都墨田区向島三丁目２番１－２０５号

氏　　名　雁　部　隆　治

生年月日　昭和３０年2月２３日

所属政党　無所属

（提案理由）

平成２６年9月３０日をもって任期満了となる教育委員会委員の後任者を任命する必要がある。

（参考）

雁　部　隆　治　　略　歴

現 住 所　東京都墨田区向島三丁目２番１－２０５号

生年月日　昭和３０年２月２３日

学　　歴　日本大学経済学部卒業（昭和５４年３月）

職 歴 等　合資会社ガンベ自転車製作所専務取締役（平成元年４月－平成２４年３月）

有限会社堀内製作所勤務（平成２５年５月－現在）

墨田区立小梅小学校ＰＴＡ会長（平成１４年４月－平成１５年３月、平成１９年４月－平成２２年９月）

墨田区立小学校ＰＴＡ協議会会長（平成２１年４月－平成２２年３月）

墨田区次世代育成支援行動計画推進協議会委員（平成２１年５月－平成２２年９月）

墨田区教育委員会委員（平成２２年１０月－現在）

（参考）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）（昭和３１年法律第１６２号）

（任命）

第４条　委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

２　次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

⑴　破産者で復権を得ない者

⑵　禁錮以上の刑に処せられた者

３　委員の任命については、そのうち委員の定数の２分の１以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

４　地方公共団体の長は、第１項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第４７条の５第２項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

（任期）

第５条　委員の任期は、４年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。